東タク防犯会報

東京タクシー防犯協力会
第２８０号　平成３０年7月２４日
東タク協内TEL03-3264-8080(代)

要確認

多発する寸借詐欺被害への対処方法について

みだしの被害については、４月１１日以降、本日までの間、当協力会に１９件の報告があり、運賃の踏み倒し被害が約２２万円、詐欺被害が約２３万円に及んでおり、警視庁、神奈川県警察等において捜査しておりますが、未だ被疑者の特定には至っておりません。

被疑者の人相・着衣、会話の特徴は、

- ○　２０～３０代の男　○　前歯の欠損　○　多弁・饒舌
- ○　あごひげ、サングラス、帽子姿の場合もある
- ○　自らを暴力団、裏社会の関係者と語る
- ○　後で運賃を払うから釣り銭分を先にくれ
- ○　一万円札を両替したいので、千円札（五千円札）を先にくれ

などが認められ、都内の繁華街（渋谷、歌舞伎町、池袋、六本木等）で乗車し、行き先地を神奈川県下（江戸川区内から千葉県下に移動した例もある）と指定し、行き先地に到着後、釣り銭の前渡しや両替を要求しております。

所属する乗務員に対し、上記枠内の人相・着衣、会話の特徴が一致すると認められる者を乗車させた場合は、防犯灯を点灯させた上、予め定めた隠語（合い言葉）、或いは、緊急通報装置を作動させて無線基地局に対して１１０番通報を依頼するよう指導してください。

また、被害事例の中には、釣り銭を先に受領し、「おやじ（兄貴）から金を貰ってくる」と言ってしばらく車両を離れ、再び戻って来た際に「一万円札を両替したい」と申し出るケースがありますので、このように被疑者が一時的に不在となった場合は、乗務員自身が１１０番通報し、「多発している詐欺犯人と思われる者を乗車させ、今、車両を離れているが、直ぐに戻ってくる」旨を申告し、警察官の臨場を求めるよう併せて指導願います。

７月に入り、乗務員に対する暴行、１万円札のコピーを使用した詐欺、言いがかりを付けての金銭の恐喝等の犯罪が連日発生しておりますので、「タクシー防犯のしおり」を用いて、防犯灯の点灯、緊急通報装置の作動、「警察への連絡カード」の活用等を指導してください。

なお、近々、当協力会で新たに作成したタクシー防犯教養ＤＶＤ「タクシー乗務員が遭遇する犯罪への対処法」を全会員にお届けします。

最近の犯罪傾向に即した具体的な対処法を分かりやすくコンパクトに解説したものですので、ご活用ください。